こんにちは。中間市長の福田健次です。

皆さまからご要望いただいておりました住民票等のコンビニ交付が、いよいよ令和４年１１月１４日（月）から開始いたします。

東部出張所及び西部出張所を閉鎖して2年、市民の皆さまには証明書取得に関してご不便をおかけしておりました。また「中間市ではいつコンビニで住民票が取れるようになるのか」とのお問い合わせも多くの方からいただいておりました。

このたびようやくコンビニ交付が実施できる運びとなり、皆さまのご要望にお応えできることを私も大変嬉しく思っております。

コンビニ交付は、マイナンバーカードを利用して、全国約56,000店舗のコンビニエンスストア等で証明書が取得できるサービスです。

ご利用時間は、年末年始等を除くほぼ毎日６時３０分から２３時まで、休日祝日も証明書を取得できるようになります。

取得できる証明書は、住民票の写し・住民票記載事項証明・印鑑登録証明・所得課税証明・所得証明・課税証明の6種類です。

ご自宅や勤務先、また、出張や旅行先で突然必要となった場合でも、お近くのコンビニで簡単に取得でき、大変便利になります。

もちろん今までどおり、市役所市民課窓口でも証明書の発行をおこなっております。

皆さまのライフスタイルに合わせて、ご利用していただけましたら幸いです。

ご利用にあたりましては、マイナンバーカード（4ケタの暗証番号搭載のもの）と発行手数料をご用意していただく必要があります。

現在マイナンバーカードは健康保険証としても利用できるようになっており（別途登録が必要です）、今後は生活の様々な場面でますます利用の幅が広がる予定です。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、この機会にマイナンバーカードを申請しませんか。市民課では無料で写真撮影及び申請のお手伝いをしていますので、ぜひお越しください。

秋冷の折、皆さま体調に気を付けてお過ごしください。

令和４年10月11日

中間市長　 福田 健次